（2026.6.1）

指定短期入所生活介護
（指定介護予防短期入所生活介護）

特別養護老人ホームすわ苑

重要事項説明書

すわ苑ではご契約者に対して指定短期入所生活介護（介護予防含む）サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。
当サービスの利用は、原則として、要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

社会福祉法人　ひみ福祉会

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人ひみ福祉会 (認可:昭和 61 年 8 月 1 日・厚生省第 689 号)
事業者の所在地	富山県氷見市柳田字諏訪野3892番地の1
代表者名	理事長　清 水 幸 雄
設立年月日	昭和60年8月26日
電話番号	0766－91－2627

2. ご利用施設

施設の目的	介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とし、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。 当施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
施設の運用方針	① ご契約者の人格を尊重し、常にご契約者の立場に立ったサービスの提供に努める。 ② ご契約者又は代理人のニーズを的確に捉え、ご契約者が必要とする適切なサービスを提供する。 ③ ご契約者又は代理人にサービス内容等を説明し、ご契約者又は代理人の同意をもってサービスを提供する。 ④ 適切な介護技術をもってサービスを提供する。 ⑤ 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
施設の所在地	富山県氷見市柳田字諏訪野3892番地の1
施設長(管理者)名	井 山　悟
開設年月日	昭和61年4月7日
併 設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホームすわ苑)に併設
施設の種類	指定短期入所生活介護施設 (平成 12 年 2 月 14 日指定・富山県第 1670500097 号)
施設の名称	特別養護老人ホームすわ苑
利用定員	10名
営業日	年中無休
電話番号	0766－91－2627　FAX 0766－91－2628

3. 居室の概要

（1） 居室等の概要

当施設では、以下の居室・整備をご用意しています。

居室の種類	室　数	備　　考
2人部屋	1	一人当たり 10.11㎡
4人部屋	2	〃　　8.44㎡
合　計	4	〃　　8.76㎡
食　　堂	1	兼機能訓練室
一般浴室	1	個浴槽
特別浴室	1	ミスト浴槽（寝浴槽）、チェアインバス（椅子浴槽）
医務室	1	兼静養室

（2） 居室の変更

ご契約者からの居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により、居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者や代理人にその理由等をお伝えします。

4. 職員体制（指定基準上の職員）

ご契約者に対して指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する職員として、指定基準を遵守し、以下の職員を配置しています。

（職員の配置状況）　〔令和 5 年12月1日現在〕

職　　種	人　数	事業所の指定基準	備　　考
施設長(管理者)	1 名以上	1 名	介護老人福祉施設事業兼務
事務員	1 名以上	1 名	〃
生活相談員	1 名以上	1 名	〃
介護職員又は 看護職員	4 名以上	3:1 4名	〃
機能訓練指導員	1 名以上	1 名	〃
介護支援専門員	1 名以上	1 名	〃　（※介護職員兼務）
医師(嘱託)	1 名以上	1 名	〃
栄養士又は 管理栄養士	1 名以上	1 名	〃　（※管理栄養士）

（主な職種の勤務体制）

職　　種	勤　務　体　制
生活相談員	正規の勤務時間(8:15～17:15)
介護職員	・早番(7:00～16:00)　　日勤(8:15～17:15) ・遅番(10:00～19:00) ・夜勤(22:30～ 7:30)
看護職員	
機能訓練指導員	正規の勤務時間(8:15～17:15)
介護支援専門員	介護職員勤務に準ずる
医　　師	月6回（水・土曜日）　※その他緊急時対応
栄養士又は 管理栄養士	正規の勤務時間(8:15～17:15)

※勤務時間等は標準的なものであり、勤務シフトにより上記と異なる場合があります。

5. 提供サービスと利用料金

(1)介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第 4 条参照)

以下のサービスについては利用料金の大部分(介護保険負担割合証に記載されている割合分を除く額)が、介護保険から給付されます。

【サービスの概要】

種　類	内　　容	利用料
①食事	・ 栄養士の立てる献立表により、栄養とご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂に食事をとっていただけるよう配慮します。 (食事時間) 朝食　　7:15～ 昼食　11:30～ 夕食　17:30～	介護報酬の告示上の額 (契約書第 8 条参照) ↓ 別紙料金表参照
②排泄	・ ご契約者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立にむけて適切な援助を行います。 ・ おむつを使用する方に対しては、1日6回の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。	
③入浴	・ 週2回の入浴又は清拭を行います。 ・ 寝たきり等で座位のとれない方は機械浴槽を使用して入浴することができます。	
④機能訓練	・ 機能訓練指導員により、ご契約者の身体の状況に応じた機能訓練を行い、生活機能の維持、改善に努めます。	
⑤健康管理	・ 嘱託医師、看護職員により健康管理を行います。また、緊急時必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に引き継ぎます。	
⑥相談援助	・ ご契約者又は代理人からの相談について、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。	
⑦自立への支援	・ 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・ 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。 ・ その他、日常生活動作能力に応じて必要な援助を行います。	

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険給付対象外サービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスについては、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

種　類	内　　容	利 用 料
①支給限度額を超えるｻｰﾋﾞｽ	介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを提供することができます。	サービス利用料の全額
②食　費	食材と調理に係る費用（1 日 3 食）	料金表参照
③滞在費	光熱水費、室料相当の額	料金表参照
④理　髪	毎月2回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。	個人に要した実費
⑤複写物の交付	ご契約者又は代理人は、サービス提供の記録をいつでも閲覧できます。複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。	1枚につき 10円
⑥日常生活上必要となる諸費用実費	日常生活用品の購入代金等をご契約者の日常生活に要する費用でご契約者又は代理人に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。ただし、おむつ代は介護保険給付対象です。ご負担の必要はありません。	個人に要した実費

＊ご契約者から負担いただくサービスについては、事前に連絡し、ご契約者又は代理人の了解を得たものを提供します。

（3）利用料金の支払い方法

前記の(1)、(2)の料金・費用はサービス提供月の翌月にご請求します。

ア 原則として、金融機関口座からの自動引き落としでのお支払いをお願いします

・口座振替依頼書（当苑にあります）のご提出をお願いします。

※振替手数料（100円＋消費税）は、ご契約者又は代理人のご負担となります。

《その他》

イ 下記指定口座への振込み

・北陸銀行氷見支店　普通預金　2709640

名義人：特別養護老人ホームすわ苑（トクベツヨウゴロウジンホームスワエン）

※振込手数料は、ご契約者又は代理人のご負担となります。

ウ 窓口へ来られての現金払い

6. 通常の事業の実施地域

氷見市内とします。

7. 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

(1)利用予定日の前に、ご契約者又は代理人の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに施設に申し出てください。

(2)利用日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不調等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の自己負担額相当

(3)サービス利用の変更、追加の申し出に対して、施設の稼動状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は、日時をご契約者に示して協議します。

8. 契約終了(契約書第 18 条参照)

当施設との契約では契約満了の2日前までに契約終了の申し入れがない限り、更新されます。 したがって、契約書第18条第1項の事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。

しかし、以下の事項により契約の中途解約ができる又は解除していただく場合があります。

(1)ご契約者又は代理人からの退所の申し出(契約書第19条、第20条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者又は代理人から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する7日前までに申し出て下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解除・解約し、退所することができます。

①介護給付対象外のサービスの利用料金の変更に同意できない場合
②施設の運営規程の変更に同意できない場合
③ご契約者が入院された場合
④ご契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合
⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由がなく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しなかった場合
⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約書第21条、22条参照）
以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

①ご契約者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等について、故意にこれを告げないで、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②ご契約者又は代理人による、サービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ご契約者又は代理人が、故意又は過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
④ご契約者又は代理人によるハラスメント行為があった場合、本書18. ハラスメント対応（2）の各号に記載したハラスメント行為及びそれに類する行為がなされ、事業者がその是正を求め、事業者として取りうる防止策を講じても、ご契約者又は代理人によるハラスメント行為がやまず、当事者間の信頼関係が損なわれるに至った場合
⑤その他、ご契約者又は代理人によって、本契約を継続することが難しいほどの背信行為がおこなわれた場合

※①の事情が生じないよう、新規利用の場合その他必要時、診断書（別途様式）の提出をお願いします。

9. 代理人等について（契約書第24条参照）

（1）事業者では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。
① 代理人は、入所者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。
② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、事業者と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。
③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

（2）代理人の職務は、次の通りとします。
① ご契約者に代わって又はご契約者とともに、契約書に定める同意又は要請、解約・解除の意思表示及び手続き、その他ご契約者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。
② ご契約者を代理して、又はご契約者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

（3）連帯保証人の職務は次の通りとします。
ご契約者と連帯して、本契約から生じるご契約者の債務を負担すること。

（4）身元保証人の職務は、次の通りとします。
利用契約が終了した後、施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

（5）連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。
① 連帯保証人の負担は、極度額70万円を限度とします。
② 連帯保証人が負担する債務の元本は、ご契約者、代理人又は連帯保証人が

死亡したときに、確定するものとします。

③ 施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、ご契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

④ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、ご契約者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

10. 苦情の受付け(契約書第25条参照)

(1)当施設における苦情の受付け

苦情解決責任者	井 山　悟　(施設長)
第三者委員	永田　徳一　(社会福祉法人野の草会　理事長) 西江　大輔　(朝日山ケアセンター　センター長)
苦情受付担当者	藤田　浩成　(生活相談員) 馬場　しのぶ(副施設長)
利用時間	8:15～17:15 (通常　毎週月曜日～金曜日)
利用方法	面接・電話(91－2627)・苦情箱(正面玄関に設置)

当施設に対する苦情は面接、電話、意見箱、書面により苦情受付担当者が受け付けます。

受け付けた苦情を「苦情・意見記録表」に記入し関係職員に報告します。

苦情受付担当者が主となり、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言を求めることができます。

苦情申出人に改善を約束した事項については、一定期間後その結果を報告します。

(2)その他苦情受付機関

機　関　名	住　　所	電　　話
氷見市福祉課介護保険担当	氷見市鞍川 1060	0766-74-8066
国民健康保険団体連合会	富山市下野字豆田 955 番地の 3	076-431-9833
富山県福祉サービス適正化委員会	富山市安住町5番地の 21	076-432-3280

11. 緊急時、事故時の対応方法(契約書第 11 条参照)

(1)サービス利用時において、ご契約者に病状の急変又は事故等が生じた場合は、速やかにご家族や代理人、当苑嘱託医又は記載の協力機関へ連絡する等、必要な対応を行います。

協力医療機関の名称	診療科	住　所	電　話
福老館クリニック	内科・外科・胃腸科 肛門科・リハビリ科	氷見市堀田 465-2	0766-91-7720
金沢医科大学 氷見市民病院	総合	氷見市鞍川 1130	0766-74-1900
中村記念病院	総合	氷見市島尾 825	0766-91-1307
しん川歯科医院	歯科	氷見市北大町 13-31	0766-74-1919

※協力医療機関について…上記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、上記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

（2）事故の発生及びその再発を防止するため、次の措置を講じます。

①事故発生の防止のための指針の整備
②事故が発生又は事故に至る危険性が生じた場合、その事実と分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備
③事故発生の防止のための定期的な委員会の開催及び研修の実施
④事故発生の防止を適切に実施するための担当者の選定

（3）ご契約者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに、ご家族や代理人、保険者などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（4）前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

12. 衛生管理

（1）サービス提供時に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意します。

（2）感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の措置を講じます。

①感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
②感染症の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会の開催とその結果を職員に周知徹底する体制の整備
③感染症の予防及びまん延防止のための定期的な研修及び訓練の実施
④その他、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応

13. 非常災害対策（契約書第11条参照）

（1）サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員はご契約者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

（2）非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。

（3）事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

（4）防災設備については、消防法により適正な機器（スプリンクラー、自動通報設備）等を設置します。

14. 虐待の防止（契約書第11条参照）

ご契約者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講じます。

①虐待防止のための指針の整備
②虐待防止の対策を検討する委員会の開催とその結果を職員に周知徹底する体制の整備
③虐待防止のための定期的な研修の実施
④虐待防止を適切に実施するための担当者の選定

15. 身体的拘束（契約書第11条参照）

（1）ご契約者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない身体的拘束を行う場合は、身体的拘束廃止委員会で身体的拘束をせざるを得ない切迫性、非代替性、一時性等の要件をすべて満たしている状態であることを協議した上で、ご契約者又は代理人に対し身体的拘束せざるを得ない事情を説明し、身体的拘束に関する同意書に同意を得るものとします。

（2）身体的拘束の適正化を図るため、次の措置を講じます。

①身体的拘束の適正化のための指針の整備
②身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会の開催とその結果を職員に周知徹底する体制の整備
③身体的拘束の適正化のための定期的な研修の実施

16. 業務継続計画の策定等

（1）感染症や非常災害の発生時において、ご契約者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（2）業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（3）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. 損害賠償（契約書第 15 条、第 16 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者

は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
　ただし、その損害の発生について、ご契約者又は代理人に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

18. ハラスメント対応（契約書第 14 条、第 21 条参照）

　事業者は、「職員が安心できる職場でなければ、ご契約者の皆様に信頼されるサービスを提供できない」と考えています。そのため、事業所内外の関係者及びご契約者又は代理人からのハラスメント行為には厳正に対応してまいります。

（1）「ハラスメント対策基本方針」を策定して職場におけるハラスメント防止に取り組み、サービス従業者が働きやすい環境づくりを目指しています。

（2）ご契約者及び代理人がサービス従業者に対して以下のハラスメント行為をおこなった場合には、契約解除・損害賠償請求も含めて厳正に対処します。
①暴行　②暴言　③威嚇　④誹謗中傷　⑤セクハラ　⑥過度な要求
⑦プライバシー侵害
⑧その他、上記に類する、当事者間の信頼関係を破壊する一切の行為

19. ご契約者の意見等を把握する取組、第三者評価実施の有無

アンケート調査、意見箱の設置等意見を把握する取組			あり
第三者評価の実施	なし	アンケート調査等の結果の公表	あり

短期入所（介護予防短期入所）生活介護利用料金表

令和8年6月1日

１．介護保険給付対象サービス費

①介護（基本）サービス費…ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費の額を除いた金額をお支払い下さい。

（１日当たり：円）

	介護保険給付対象サービス費						
	要支援1	要支援2	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
介護サービス費 （連続31日以上） （連続６１日以上）	4,510 (4,420)	5,610 (5,480)	6,030 (5,730)	6,720 (6,420)	7,450 (7,150)	8,150 (7,850)	8,840 (8,540)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220	220	220	220	220	220	220
機能訓練体制加算	120	120	120	120	120	120	120
夜勤職員配置加算Ⅲ			150	150	150	150	150
看護体制加算Ⅰ（※１）			40	40	40	40	40
看護体制加算Ⅱ（※2）			80	80	80	80	80
計	4,850	5,950	6,640	7,330	8,060	8,760	9,450
うち介護保険から給付される金額	4,365	5,355	5,976	6,597	7,254	7,884	8,505
自己負担額（１割分）	**485**	**595**	**664**	**733**	**806**	**876**	**945**
自己負担額（２割分）	970	1,190	1,328	1,466	1,612	1,752	1,890
自己負担額（３割分）	1,455	1,785	1,992	2,199	2,418	2,628	2,835

※　介護保険負担割合証に記載してある割合分のお支払いをお願いします。

○看護体制加算Ⅰ（※1）、看護体制加算Ⅱ（※2）につきましては、加算取得要件の職員配置基準等を満たしているときに算定させていただきます。

②その他のサービス加算

下記の表により、該当される方は自己負担額をお支払い下さい。（下記の自己負担額は１割分のものを例示してあります）

	内　　容	自己負担額（１割分）
療養食加算	別に厚生労働大臣が定める療養食（糖尿病食等）を提供したとき	８円／回
緊急短期入所受入加算	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。	９０円／日
送迎加算	入退所時において、施設と居宅との間の送迎をおこなったとき	１８４円／片道
個別機能訓練加算	利用者ごとの機能訓練計画書を作成し、それに基づいた機能訓練をおこない、3ヶ月ごとに1回以上利用者宅を訪問し、訓練内容、進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等をおこなったとき	５６円／日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理状態が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対しサービスを行ったとき	２００円／日
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合	１２０円／日
長期利用者提供減算	居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している方に対して短期入所生活介護を提供したとき	▲３０円／日
口腔連携強化加算	厚生労働省の定める基準を満たした歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当施設の職員からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めをおこなったうえで、当施設の職員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	50円／回
生産性向上推進体制加算Ⅰ	下記Ⅱの算定要件を満たしたうえで、Ⅱのデータにより業務改善の取組による成果が確認され、かつ、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、介護助手の活用など職員間の適切な役割分業をおこない、１年以内毎に１回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンライン提出をおこなっているとき	100円／月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じたうえで、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的におこなっており、見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入し、１年以内毎に１回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンライン提出をおこなっているとき	10円／月

※　介護保険負担割合証に記載してある割合分のお支払いをお願いします。（2割の方は、上記自己負担額を2倍した金額、3割の方は3倍の金額のご負担になります。）

③介護職員等処遇改善加算Ⅰロ

前述①の介護（基本）サービス費と、②その他のサービス加算を加えた１か月あたりの総単位数に、サービス別加算率（すわ苑は17.6%）を乗じた単位数で算定された金額【介護保険負担割合証に記載してある割合分】をお支払いください。

２．介護保険給付対象外サービス費

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）　（1日当たり：円）

	通常	介護保険負担限度額認定証に記載されている金額			
食　　費	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第３段階②
	2,090円	３００円	６００円	１，０３０円	１，３６０円

※ 食費について：朝食 420円、昼食 850円、夕食 820円（計：2,090円）となり、
提供した分のお支払いをお願いします。

※第１から第３段階の減額を受けられる方は、「介護保険負担限度額認定証」の提出をお願いします。

②居住に要する費用（光熱水費及び室料）　（1日当たり：円）

	通常	介護保険負担限度額認定証に記載されている金額			
多床室	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第３段階②
	９１５円	0円	４３０円	４３０円	５３０円

※第１から第３段階の減額を受けられる方は、「介護保険負担限度額認定証」の提出をお願いします。

③その他の費用

サービス	内　　容	利用負担額
特別な食事の提供	ご利用者個人の希望により、特別な食事を提供したとき	個人に要した実費
理　髪	毎月第２・４月曜日（理容師の出張による）	個人に要した実費
レクリエーション 日用品費	レクリエーション、日常生活用品のうち、ご利用者個人の希望により提供し、負担いただくことが適当であるもの	個人に要した実費
エンゼルセット （ガーゼ、綿球等）	苑内でご利用者が亡くなられたとき、処置をするためにガーゼなどを使用したとき	個人に要した実費

＊利用料金、サービス内容等について、不明な点、
質問等がございましたらお気軽にお尋ねください。

（本人・代理人用）

個人情報の使用に係る説明書

社会福祉法人　ひみ福祉会
　理事長　清　水　幸　雄
特別養護老人ホーム　すわ苑
　施設長　井　山　　悟

以下に定める条件のとおり、社会福祉法人ひみ福祉会が、利用者および代理人の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で収集、提供、または使用いたします。

記

１．利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

２．利用目的

（１）　介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
（２）　利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
（３）　医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者)、その他社会福祉団体等との連絡調整や協議のため
（４）　利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
（５）　利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため（オンラインツールの使用も含む)
（６）　行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
（７）　その他サービス提供で必要な場合
（８）　上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

３．使用条件

（１）　個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しません。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
（２）　個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。

利用者への見守り対策についての説明書

社会福祉法人　ひみ福祉会
　理事長　清　水　幸　雄
特別養護老人ホーム　すわ苑
　施設長　井　山　　悟

　特別養護老人ホームすわ苑（以下、「事業者」という）は、利用者の安全確保と事故発生時の早期発見を目的とした見守り対策に関するカメラ、センサー等を使用するシステム（以下、「見守りシステム」という）を使用します。
　使用については下記の内容で運用を行います。

記

　見守りシステム使用について、事業者では、業務の重なりや夜間帯等において人員配置基準の関係上、無人となる場所や時間帯が発生します。その際に、利用者の安全確保、事故発生時の早期発見を目的とした見守りシステムの活用を行います。（ただし、転倒などの事故を必ず防止するものではありません。）

１．カメラの使用について
（１）カメラの使用目的
　１　居室等における安否の確認
　２　転倒事故などの早期発見

① 居室で使用するカメラ
　設置場所　　全ての利用者ベッド（特に転倒などの危険性が高い、体調が不安定であるなど見守り観察をする必要があると事業者が判断した利用者）
　確認方法　　職員が持つタブレット端末等による確認
　使用期間　　全ての利用者について、入所期間中、常時使用を基本とします。

②廊下、ホール等で使用するカメラ
　設置場所　　廊下及びホール等（一部のカメラは集音マイク付きです）
　確認方法　　介護職員室にてモニター視聴による確認等
　使用期間　　２４時間

（２）データの管理方法
　①につきましてはデータはSDカードへの保存となっており、必要に応じてパソコンへデータを移します。保存期間は３カ月とし、保存期間を過ぎたデータは順次消去します。
　②につきましては介護職員室に設置のHDDにデータを保存し、事故発生後の状況確認等に使用します。録画された記録については、順次、上書きされることを前提としています。

（３）データの利用制限
　１　データの利用は、安全上の使用目的の範囲で行います。
　２　データから知り得た情報の使用については、個人情報の使用に係る説明に準じます。

２．センサーの使用について

（１）センサーの使用目的

利用者の安全確保、事故発生時の早期発見を目的としたセンサーでの察知を行います。事業者が、利用者の体調や体動の確認、居場所の確認が必要と判断した時に使用します。

① 居室で使用するセンサー（複数種類あります）

設置場所　１　全ての利用者ベッドへの設置を基本とします。
利用者の体動動や起き上がり等を察知します。種類により、脈や心拍数などのバイタルサインも計測、記録します。
２　ベッドサイドや居室出入口等
利用者がベッドから足をおろしたり、センサーを踏んだりしたことを察知します。特に、転倒などの危険性が高く、見守り観察を要すると事業者が判断した利用者を対象とします。

通知方法　１、２とも反応音等により通知

使用期間　１、２とも事業者が必要と判断した期間

②施設出入口（玄関）で使用するセンサー（2 箇所設置）

設置場所　１　職員出入口（１階）
２　正面出入口（２階）

通知方法　事務所、１階・２階介護職員室に設置の受信機が反応し、反応音と光の点滅により通知

使用期間　事業者が機器の使用を必要と判断し、利用者が発信器を携帯しているとき

なお、センサーにつきましては画像データ等の記録は残りません。

年　　月　　日

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの提供に際し、契約者及び代理人に対して本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。

説明者職名＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

1 重要事項の短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）利用料金について説明を受け、その内容について

同意します。　　同意しません。

2 個人情報の使用に係る説明を受け、本人及び代理人の個人情報を利用目的の必要最低限の範囲内で収集、提供、または使用することについて

同意します。　　同意しません。

3 安全確認のため、見守りシステムの使用について説明を受け、その内容及びシステムを使用することについて

同意します。　　同意しません。

年　　月　　日

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護）の提供に同意しました。

利用者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

代理人

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

連帯保証人兼身元保証人

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞